

2026年5月13日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

上場廃止等の決定について

下記のとおり、上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することになりましたので、お知らせします。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定

(1) 銘柄等

銘柄(株式)	コード	市場区分	抵触した上場廃止基準			重複上場	代用有価証券
			株主数	流通株式数	流通株式比率		
株式会社植松商会	9914	スタンダード市場				●	名古屋

(2) 整理銘柄指定期間 2026年5月13日(水)から2026年9月20日(日)まで

(3) 上場廃止日 2026年9月21日(月)
(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがあります。

(4) 理由 上場維持基準に適合しないため
(関連条項) (有価証券上場規程第601条第1項第1号)

(5) 理由の詳細 上記「(1)銘柄等」に掲げる会社から提出された株券等の分布状況表に基づく審査の結果、上場維持基準への不適合が確認されたため、当取引所は、当該会社の株式について上場廃止を決定し、整理銘柄に指定します。

2. 代用有価証券の取扱いについて

上記「1. 上場廃止及び整理銘柄指定」の「(1) 銘柄等」の表において、「代用有価証券」の欄に「除外」と記載された株式は、2026年5月14日(木)以降、次の各代用有価証券から除外されます。

- ・ 信用取引及び発行日決済取引の委託保証金
- ・ 発行日決済取引の売買証拠金
- ・ 取引参加者保証金
- ・ 信認金

以上

株式会社 東京証券取引所